

発 言 者	議 事
議 長	〔 7 月 1 3 日 〕 皆さん、おはようございます。
議 長	ただいまの出席議員数は 1 0 名であり、定足数に達しておりますので、令和 3 年第 3 回厚沢部町議会臨時会を開会します。（ 1 0 : 0 0 ）
議 長	これより本日の会議を開きます。
議 長	日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
議 長	会議録署名議員は会議規則第 1 1 8 条の規定により、 2 番 山崎孝 議員、 9 番 高田一弥 議員の 2 名を指名します。
議 長	日程第 2 諸般の報告、日程第 3 一般行政報告については、別紙印刷して差し上げておりますので、朗読及び説明を省略します。
議 長	日程第 4 会期の決定について、議題とします。
議 長	お諮りします。本臨時会の会期並びに議会運営については、所管の議会運営委員会において協議されておりますので、委員長から報告を求めることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認めます。
議 長	委員長の報告を求めます。
議 長	中山委員長
議会運営委員長	議会運営委員会の委員長報告を申し上げます。

<p>議 長 議 長 議 長 議 長 町 長</p>	<p>本日7月13日、議会運営委員会を開催いたしました。本日をもって招集されました令和3年第3回厚沢部町議会臨時会の運営につきましては、議事日程によることとし、会期については、本日1日間とすることに決定しましたので、報告いたします。</p> <p>なお、提出案件の審議については、質問者、答弁者とも簡潔明瞭な質疑、応答を心がけ、円滑な議会運営を行いますよう御協力をお願いし、委員長報告といたします。</p> <p>お諮りします。本臨時会の議会運営については、委員長報告のとおりとし、会期は本日1日間にしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）</p> <p>異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。</p> <p>提出案件は、補正予算案2件、条例の制定案1件、専決処分の報告1件の計4件であります。</p> <p>町長から提案理由の説明について、発言を求められておりますので、これを許します。</p> <p>町長</p> <p>令和3年第3回厚沢部町議会臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつと、提案理由を申し上げます。</p> <p>はじめに、活発な梅雨前線の影響で今月上旬より関東や東海地方を中心に非常に激しい雨が降り、河川の氾濫や大規模な土砂災害等により甚大な被害となりました。特に静岡県熱海市では大規模な土石流が発生し、現在でも行方不明者が十数名に上っております。今回の災害で亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたすとともに、避難されている方々に衷心よりお見舞い申し上げるものでございます。</p> <p>さて政府は、新型コロナウイルスの新規感染者数や病床使用率等の指標が改善傾向にあるとし</p>
--	--

て、北海道に発令していた緊急事態宣言を6月20日にまん延防止等重点措置へ移行し、さらに7月11日をもってその期間が解除されました。しかし、首都圏では再び感染者数が増加し、さらに感染力が強い変異型ウイルスのデルタ株の感染拡大が確認され、東京都では、4度目となる緊急事態宣言が発令されました。また、北海道においても1日の感染者数が50人を超える日が続き、デルタ株感染の確認や、感染拡大の予兆とされる感染経路不明や若年層の感染割合が増加傾向にあります。重点措置解除後の人の流れの増加などが今後、反映するものとみられ、第5波の感染再拡大が懸念されるところであります。また、本町におけるコロナウイルスワクチン接種状況は、7月1日現在で65歳以上が1,384人、全体でも1,830人と希望者の半数以上の接種が完了し、計画どおり9月上旬には接種が完了する予定であります。

一方、国の今後の経済財政運営と改革の基本方針を示す「骨太の方針」が、決定しました。地方財政については、「一般財源の総額を前年度の水準を下回らないよう同水準を確保する」と表現されたところですが、コロナ禍の下で臨時モードから平常モードへの転換が強調され、今後、一般財源 総額 同水準ルールの見直しがされるかどうか動向を注視していきたいこのように考えております。

次に、本臨時会に提案いたします案件は、補正予算案2件、条例の制定案1件、専決処分の報告1件の計4件であります。

議案第1号の令和3年度厚沢部町一般会計補正予算につきましては、2,250万円を追加し、予算の総額を45億1,521万5千円とするもので、内容は、プレミアム商品券発行事業費補助金であります。

	<p>議案第2号の令和3年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、38万8千円を追加し予算の総額を5億7,887万4千円とするもので、内容は、国民健康保険税の還付金の増額補正であります。</p> <p>議案第3号の厚沢部町24時間トイレの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、8月に利用が開始される「道の駅」の新設トイレの設置及び管理に関する条例を制定し、既存のさわやかトイレの設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。</p> <p>報告第1号は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分させていただきました案件について、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。</p> <p>以上が、本臨時会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、副町長、関係課長に説明にあたらせますので、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、宜しくお願いを申し上げます。</p>
<p>議 議 議 議</p>	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第5 議案第1号 令和3年度厚沢部町一般会計補正予算、議題とします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>総務財政課長</p>
<p>総務財政課長</p>	<p>議案第1号の令和3年度厚沢部町一般会計補正予算第3号の内容について、説明いたします。 (議案内容説明記載省略)</p>
<p>議 議</p>	<p>説明が終わりましたので、質疑に入ります。</p> <p>はじめに歳入全般について質疑ありませんか。ページ数は4ページから5ページです。</p>

議 長	<p>(発言する声無し)</p> <p>それでは、次に歳出の質疑に入ります。2款総務費について、質疑ありませんか。ページ数は6ページです。</p>
議 長 松 村 議 員	<p>4番 松村議員</p> <p>歳出の方の地方創生臨時交付金事業費ということでプレミアム商品券については、賛成でございますけども、今の地方創生臨時交付金の残額ってあるんでしょうか。また、あるんだったらその後の計画はどのように考えているかお聞かせ願います。</p>
議 長 政 策 推 進 課 長	<p>政策推進課長</p> <p>プレミアムのこれに代わる今後の予定ということでしょうか。今檜山管内では臨時交付金を活用しながらですね、商品券であったりプレミアム付けたりですね、それから直接応援券と言うんですか、発行してですね、住民に配布している町村もあります。当町もですね、昨年度ですか、一人2万円ですね、地域応援券という形で発行した経緯があります。今回につきましてはですね、直接そういう地域振興券と言いますか、直接交付するよりもですね、プレミアムをこれまでの30パーセントから50パーセントというプレミアムを付けてですね、事業費全体で今回これ全部完売されますと6,750万円の事業費ベースで町内にですね、経済効果が生まれるということからですね、今回50パーセントのプレミアムを付けての発行ということで予算計上させていただきました。</p>
議 長 議 長	<p>地方創生臨時交付金は全て使い切ったということによろしいですか。</p> <p>政策推進課長</p>

<p>政策推進課長</p>	<p>昨年度国の方で3次補正ということで本町につきましては9,200万円程度配分額が来ております。そのうち、全員協議会でもご説明しようと思っておりますが、中小企業ですね、支援金が確定されました。それがですね、5,100万円計上しているうちですね、2,700万円ほど実績ということになっております。したがってまして2,400万円程度が減額になると、それで今回2,250万円入ってますけども、1,800万円ですか、国庫の分ありますんで、それも相殺すると減額になるということがございます。したがってまして9,200万円の約半分ぐらいがまだ残っていると言いますか、充当できるかなと思っております。ただ、今年度ですね、当初予算に計上している事業費の中でコロナ対策で充当可能な事業もがございます。それらを今見込んで実施計画の方をですね、今国の方に提出しているところでございます。それと予算計上しているもの、していないものもありますけれども、一応9,200万円を上回る2億近円近いお金ですね、今計画の方を計上しているところでございます。</p>
<p>議長 山崎議員</p>	<p>2番 山崎議員 6,750万円は今のコロナ禍の中での地域の経済の活性化対策としてはかなり有効性があるだろうと私は認識をしております。しかし、これはあくまでも商品券を購入するということであり、購入した人にはプレミアムが付く。けども、町内の中には購入できない人もいます。すよってという声が聞かされているんです。例えば高齢者の人方、例えば1万円を買わなきゃならないわけですから。それはなかなか買えない人いるんですよ。そういう人方に対する何かの思いありますか。私は実際的な数字掴んでいないんです。実際の町民の声としては直に聞かされました。こういう人がいるんですよ、買えない人だっているんだよ、だからプレミアムっていうのは</p>

<p>議 長 政 策 推 進 課 長</p>	<p>金があって買える人はプレミアムが付くわけだから確かにいいかもしれないけど、1万円だつてきつい人だっているんですよ、特に高齢者の人方。本来であれば逆にそういう人方にプレミアム付けていろいろな形で応援してやりたいとは思っているんですが、そういうことに対しての思いというのはどのようにお考えでしょうか。</p> <p>政策推進課長</p> <p>確かにですね、この資料にも書いてありますとおり、今月の27日にですね、販売予定としております。7月ですので、年金受給者の方につきましてはですね、偶数月でないところが、なかなか買いたいんだけどもお金が無くて買えないというのも予想されるころかなとは思っております。先ほどもちらっと申しましたけども、今回4,500組一世帯当たり上限5組としておりますけれども、状況が完売になるのか余るのか今のところ見通せなく、プレミアム50パーセント付いてますので完売するのではないかなという思いではおりますけども、こういう高齢者の方々につきましてはですね、一組も買えない方が多少なりとも出てくるのかなという気はしております。ただ、次期ずれますけども、毎年77歳以上の方にですね、交付されています敬老福祉年金と言いますか、そのへん時期が12月1日現在でその後支給されるという予定でおりますけれども、まず今回販売してですね、どういう状況なのか分析・検証した上でですね、以後また、いろいろな取り組みと言いますか、考えていきたいなと考えているところでございます。</p>
<p>議 長 山 崎 議 員</p>	<p>2 番 山崎議員</p> <p>販売日時は7月27日という形で定められているんですよ。ですから場合によっては先ほど課長が言われましたように例えば年金の月にちょっとずれるかもしれないけど、その時に販売す</p>

議  
町

長  
長

るとか、何かそういうふうなちょっとした工夫を考えてほしいなというふうに思ってますし、また、場合によっては福祉年金、12月に高齢者の人方に支給する、それをこのプレミアムに代替えてやるとか何らかの工夫というものをしてほしい、そしてそういう人方にも対等に利用してもらいたい、そんなことをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長

今高齢者の方、あるいは年金対象者の方々がプレミアム商品券を変えない場合を心配されているんだと思えば、そんな中やはり今回は経済対策ということでこの飲食店、あるいは経済の方の何とか勢いを戻したいという、こういう考え方の中で今このプレミアム商品券が発行される。そしてその一部が専属のそういう飲食店に専用に使われると、こういうものをつくりましてなんとかそういう町内全体の経済を活かしていきたいと、こういうことで今回出したところであります。ただ、今そういう実態の中で今山崎議員が言われるように買えない人あるいは高齢者の方々の商品券というものの活用、こういうものを考える時に周りから見ると若干そういう差が付くような考え方もあろうかと。いずれにしても私どもの方では従来からプレミアムの他に今お話のありました12月の77歳以上の年金制度つくってやっておりますから、これらにつきましても若干早めるとか、あるいはいろんな工夫があろうかと思えますから、正直言いますとこの高齢者の年金もぜひこの制度の中で扱ってほしいというような現在要請をしているところであります。そういうふうな中でこの支給の時期を何とか早めて、そして高齢者の方々に使ってもらおうと。若干この制度の中でいくと、今うちの方でやっている高齢者年金という言葉ではなくて、高齢者寿券というふうな、これ国の方の名前を活用しながらぜひこの事業の中で取り組みたいなど、こうい

		うふうな思いもしております、これらについてこの計画がオーケーになった時点で即高齢者の方々には支出できるというふうな方向になりますからその時点で早い支給方法を考えていきたい、こういうふうに思っております。
議	長	総務費について、他に質疑ありませんか。（発言する声無し）
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第1号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって議案第1号 令和3年度厚沢部町一般会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第6 議案第2号 令和3年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	住民税務課長
住 民 税 務 課 長		議案第2号の令和3年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の内容について、ご説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は4ページから5ページです。

議 松 村 議 員	長	4 番 松村議員 歳出の方の賦課徴収費ですけども、38万8千円、この還付金の生じた理由をお聞かせ願いたいと思います。何年分ですか。1年分ですか。
議 住 民 税 務 課 長	長	住民税務課長 今回の国保税の還付金につきましては、過去2年分に遡って対象者1名ということで還付金が発生しております。その理由につきましては、還付金対象者が社会保険に過去加入していたんですが、国保離脱の手続きをしていなかったために国保税を納めておりました。今回社保に加入したという届け出をいただいたので過去に遡って還付するような内容でございます。以上です。
議 議 長	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。（発言する声無し）
議 議 長	長	それでは質疑を終結します。
議 議 長	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議 議 長	長	討論を終結します。
議 議 長	長	議案第2号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議 議 長	長	異議なしと認めます。したがって議案第2号 令和3年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議 議 長	長	日程第7 議案第3号 厚沢部町24時間トイレの設置及び管理に関する条例の制定について、議題とします。
議 議 長	長	議案の説明を求めます。

<p>議 長 政 策 推 進 課 長</p>	<p>政策推進課長 議案第3号の厚沢部町24時間トイレの設置及び管理に関する条例の制定について説明いたします。（議案内容説明記載省略）</p>
<p>議 長 議 長 山 崎 議 員</p>	<p>説明が終わりましたので、質疑に入ります。 2番 山崎議員 まずトイレの管理の業務をどのような形で考えているのかということ。ここ見ると指定管理という、指定管理者に管理を任せるということはそれだけ管理料が今度発生するわけですから。だからそうすると私が考えるにはこのトイレ解体することによって地域の接点、地域の影響力ってどういうような形で認識すればいいのか。ただトイレだけ利用してさよならするんであれば何も意味が無くなってしまう。そのへんの仕掛けというものをきちっとしないと駄目だと思います。そうしないと私はある意味では指定管理者にお任せしてしまうことは大変危険性があると思うんです。一つはどのくらいの管理料が発生するのか、そのへんのところ詳しく、まずお聞かせ願いたいと思います。それ、どのような構想を考えているんでしょうか。それとも私は自前でやってもいいんでないかという気持ちもあるんですが。</p>
<p>議 長 政 策 推 進 課 長</p>	<p>政策推進課長 将来的にと言いますか、今構想中の現さわやかトイレの跡地にですね、商業施設が完成した場合には商業施設とこの新しいトイレを併せた形で指定管理をさせたいというふうに考えております。ただ、今先に新しいトイレが供用開始されますので、新しい商業施設が出来るまでは直営で維持管理するという状況でございます。また、したがって指定管理でいくらかかるのかとい</p>

<p>議 長 上 戸 議 員</p>	<p>うのはまだこれから指定管理の選定委員会等で協議されてですね、決めていくのかというふうに考えております。</p> <p>7 番 上戸議員</p>
<p>議 長 政 策 推 進 課</p>	<p>一つだけ質問したいと思いますけども、第6条の関係で「指定管理者は期間が満了した時は施設等現状に回復しなければならない」というふうに決められてますけども、この現状を回復しなければならないのは分かるんですけども、どういう改修をするというふうに想定している条文かご説明をお願いしたいと思います。</p> <p>政策推進課長</p>
<p>議 長 上 戸 議 員</p>	<p>この現状回復の義務のところの質問でございますけれども、今考えているのはですね、建物そのものをですね、何と言いますか、改修したりどうのこうのというのを今のところ想定していません。これにつきましてはですね、トイレの中にですね、例えば自動販売機ですとか、それらのですね、違うものを何と言いますか、設置するとかそういう部分の想定で、当然満了した場合は撤去してもらおうとか、そういうことを想定してございます。</p> <p>7 番 上戸議員</p>
<p>議 長 政 策 推 進 課 長</p>	<p>今自動販売機というのは分かりましたけども、そもそもトイレにこの自動販売機を設置させることを許可するというふうな前提でものを考えているということで理解してもよろしいんですかね。</p> <p>政策推進課長</p> <p>今担当の方で考えているのがですね、トイレに入って建物の右側の部分に休憩室がございま</p>

す。そちらの方にですね、今自動販売機が2機ほど設置できるようなスペースを設けてございます。実は道の駅の条件と言いますか、今回開発局さんと、それから町と、それからコカ・コーラさんの3者でですね、協定を結びまして子育て支援ということで今トイレの休憩所のスペースの一部にですね、おむつの自販機を置こうという計画でおります。ただ、なかなか直営でということにもなりません、これ指定管理者の話はまた後程出てきますけれども、そこの部分についてはですね、近隣の小売店さんにお問い合わせできないかなと、ただ、なかなかおむつも管内では乙部さん、それから上ノ国町さんの道の駅にもうすでに設置されておりますけれども、なかなか電気代等かかります、個数もそんなに売れていないという状況でございます、そのおむつの自動販売機の隣にですね、飲料水の自動販売機を同時設置させたいと。それでいくらかでも収益を上げてもらえればなということでこの8月からですね、まず指定管理が決まるまではそういう形で進めていきたいと、ただ、あとそれ以後指定管理させた場合にですね、トイレの中にあとは指定管理料の問題にもなりますけれども、そこで例えば一部の少しでも収入を上げたいんだっていうのでどこか例えば自販機を何台か自分たちで置きたいんだってあればどうなのかなという、そういう気持ちではおります。

議 長  
上 戸 議 員  
議 長

7番 上戸議員

今の件に関しておむつの自販機だとか飲料水の自販機だとか分かるんですけども、これはあくまでもそしたら指定管理者になれる方が設置するもしないも指定管理者の考え一つで決めるということですのでよろしいですよ。このへんもう一回説明をお願いしたいと思います。

政策推進課長

<p>政策推進課長</p>	<p>足りない部分ありましたけれども、今そういうことで8月からですね、商業施設が4月からもし稼働できる状況で指定管理も決まるということになりますと、先に先行しておむつの部分は管理してもらわなければならないので、指定管理する段階で一応そこのおむつと自販機の一部については、協定の中からですね、外させてもらいたいというふうに考えております。ただ、公共的建物でございますので、トイレのみでございますね、収益的な問題どうのこうのという話になるんじゃないかと思うんですけれども、その管理経費については、当然指定管理料がそれなりに発生するのかなと考えておりますので、もしその指定管理する中でトイレでそういう収入が上がるようなものがもしあればですね、選定委員会でございますので選定委員会の中で協議しながら進めて参りたいと考えております。</p>
<p>議 長</p>	<p>今の政策推進課長の答弁では上戸議員の言った自販機については指定管理者が好き勝手に入れることではないというふうに理解してよろしいですか。</p>
<p>政策推進課長</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長</p>	<p>そういうことです。</p>
<p>議 長</p>	<p>中山議員どうぞ。</p>
<p>中山議員</p>	<p>まず1点目ですけど、町長これ24時間トイレにしたという理由ですね、これこの補助金をもらった中で道の駅としては24時間にしなければならないという、そういうふうな1項目があったのかどうか。これ、やっぱり24時間とある程度9時なら9時から朝の6時頃までというふうな部分を設ければ管理経費は変わってくるんじゃないかと思うんですけれども、まずその子の補助金もらう中で24時間というのは義務付けられていたのか。それともう1つはさっき指定管理者</p>

<p>議 長 政 策 推 進 課 長</p>	<p>で管理するという事なんですけれども、その管理者を選ぶっての非常に困難でないかなと思っているんですけども、そのへんの見通しってというのは町としてはある程度思った中での今回指定管理者というように決めたのか、その2点について説明していただきたいと思います。</p> <p>政策推進課長</p> <p>まず1点目のですね、24時間にしなければならないというのは、道の駅の設置要件で24時間トイレを開放しなさいというのが条件にありますので24時間ということでございます。</p> <p>2点目でございますけれども、商業施設ができますと商業施設だけ、トイレだけという別々に管理させるよりも併せた形で管理させた方がコスト的にも節減出来るんでないかなという考えの基からですね、どちらも指定管理という方向で今検討してございます。ただし、駐車場につきましてはですね、これは、従来の物産センター等の駐車場のスペース等もありますので、駐車場につきましてはですね、直営でと言いますか、町の方で管理したいというふうに考えております。</p>
<p>議 長 中 山 議 員</p>	<p>1 番 中山議員</p> <p>24時間のは分かりました。大変経費掛かるのではないかなと心配しています。そういう中で今指定管理者の見通しあるのかっていう話で質問したんですけども、そのへんについてははっきりしないんですけども、現況で管理してくれているトイレのですね、管理をしてくださっている方々いると思うんですけども、そういう人々の取り扱いというのはどうするのか。もう指定管理者に一切任せてしまって、そういう今まで働いていた方々が職務に付けないというようなことがあるのかどうか、そのへんについては町としては地元の施設なんでそのへんのことも考慮も必要でないかなというふうに思うんですけど、そのへんについてはどう考えていますか。</p>

<p>議 長 政 策 推 進 課 長</p>	<p>政策推進課長 今現在あるさわやかトイレにつきましては、従前は町が個人に対して直接雇用していたという形態からなかなか掃除の仕事に従事できないということで今現在病院の清掃に入らせていただいている会社の方に依頼をかけまして、その会社の方から人材を派遣してもらって今管理して清掃の方やってもらっているという経過でございます。したがいまして今のところは商業施設ができるまではですね、現状のまま経費は多少なりともかかるのか分かりませんが、指定管理者が決まるまではですね、現状で管理させていきたいというふうに考えております。</p>
<p>議 長 中 山 議 員</p>	<p>1 番 中山議員 町長、今までのさわやかトイレについても盗難がすごいあったということで例えばトイレトペーパーが無くなるとか、あそこのいろいろと付属品を盗難するとかいろんなそういうような管理も任せた中でやっていくのか。それともう一つはですね、道の駅自体に指定管理者を入れた中での管理をこれからしていくということなんですけども、その人方の指定管理者と今回のトイレだけの指定管理者ということになれば町として例えばトイレの問題起きた時の管理をどうするのかということについては、この関係というのは非常に複雑になってくるんでないかなと思うんですけど、そのへんの今後の管理者、両方設けた中でやっていくのか、それとも一つにまとめてやっていくのか。そのへんについても一度お聞きしたいと思います。</p>
<p>議 長 町 長</p>	<p>町長 まだ出来ない施設の関連の話なんですけども、指定管理、本来であれば今までのさわやかトイレについては、小さいですから地元婦人の方をお願いして、そして長年やってきたということで</p>

大変安い賃金の中でお願いをした経緯があります。ところが、一昨年だったかな、高齢化してもうやれないというふうな本人からの申し出の中でトイレを止めるわけにはいきませんので、これはなんとしてもどんな形でも開いていかなきゃいけない状況でありますから。そういう中でたまたま病院の清掃管理をやっている函館の業者にやむを得ずこの見つかるまでの間をお願いをしたと。ところがそれ専用の会社ですからこれ、函館からここまでの経費も全部加算されますし、かつの厚沢部の緑町の婦人をお願いした経費の4倍、5倍も清掃費になるわけ。そういう中でいつまでもそういう高額な清掃会社にやってもらうというわけにはいきません。したがって今新しい施設が出来たら一体管理を考えており、一体管理の中で全てその時間オープンしている中で清掃管理をしていただくと、こういうことでございます。また先ほどからお話ありました自動販売機の問題、これも本当は希望があれば希望者の中で選考して選ぶのが良いんでしょうけども、この今の指定されているおむつ、これ、どこ聞いたって今儲かる話じゃない、むしろ電気料の下敷きになると、こういうふうなものなんです。ところが今全道全国がこれをつけると今指定管理の中で決めあいがありますから、それをつけるとすれば、それをカバーするような自販機を一緒につけさせて自販機と両方、2つの自販機としても、片方はおむつ、片方は飲料品と、こういうことでやってもらわなければ受けるところがないという、こういうのが実態であります。そういうなかで今なんとか手を挙げてくれるところを選んで、そして委員会の方で決めたいと、こういうふうな方向でありますのでなんとか手を挙げてくれる人いればいいなと思いながらこのおむつの義務化が非常に厄介な話になるんですけどもそういう中で今これからの進めをしていきたい、こういうふうに思います。

議	長	ほかに条例の制定について質疑ありませんか。（発言する声無し）
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第3号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって議案第3号 厚沢部町24時間トイレの設置及び管理に関する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第8 報告第1号損害賠償の専決処分の報告について議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	病院事務長
病 院 事 務	長	報告第1号 損害賠償の専決処分の報告について御説明させていただきます。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	報告第1号損害賠償の専決処分の報告について、報告済みとします。
議	長	以上で、本臨時会に提出された案件の審議、全部終了しました。
議	長	これをもって、会議を閉じたいと思います。
議	長	令和3年第3回厚沢部町議会臨時会、閉会します。御苦勞様でした。（10：52）

上記の会議録は、厚沢部町議会事務局長 森 理生、総務係 吉田 友耶の2名によって記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するためにここに署名する。

議 長  
署 名 議 員  
署 名 議 員